



明専・九州工業大学責善会自動車部OB会会則

2021(令和3)年11月20日改正

第1章 総 則

第1条 本会は明専・九州工業大学自動車部OB会と称し本部を会計役員宅に置く。

第2条 本会は自動車部OBを主体とし、会員相互の扶助親睦を図るとともに、現役自動車部の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成の為、次の事業を行う。

①会員総会 ②地区部会 ③現役部員との交歓会 ④自動車部への援助 ⑤その他

第4条 本会は次の会員をもって構成する。

- ①通常会員 自動車部OBで会費を納入したもの。
- ②特別会員 部長、顧問、参与で役員会が要請し受諾を得たもの。
- ③賛助会員 同部に協力するもので、役員会によって推薦し総会で承認されたもの。
- ④準会員 会費は未納だが、各種案内に回答があったもの。

第2章 役 員

第5条 本会は次の役員及び顧問を置く。

①会長 1名 ②副会長 若干名 ③幹事(地区幹事・副幹事) 若干名 ④事務局・会計 若干名 ⑤担当役員 若干名 ⑥ 会計監査 1名 及び 顧問 若干名

第6条 前条の役員は、通常会員中より前期役員会によって推薦し総会で承認を得る。

第7条 会長は本会を代表し、且つ会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在の際はその職務を代行する。

3 幹事、担当役員は予算決算、その他会務を審議執行する。

第8条 上記役員の任期は2年とする。ただし重任、兼任を妨げないが、[会長、副会長については、3期\(最大6年\)までとする。](#)

2 役員は原則として次期候補を推薦した後、退任するものとする。

第3章 会 議

第9条 本会の会議は、総会、地区部会、役員会とし、それぞれ、通常会員の過半数(委任状を含む)で成立する。

2 会議は現地、或いは遠隔(書面でのものを含む)で行うものとする。

第10条 会議の議決は出席者の過半数(委任状を含む)の賛成をもってする。

2 総会は、本会最高の議決機関で会長がこれを召集する。

- ① 定例総会
- ② 会員の5分の1以上の要求があったとき
- ③ 会長が必要と認めたとき

第4章 会 計

第11条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれにあてる。

第12条 会費は1年分1,000円とし、毎年1,000円を原則として振替口座にて徴収する。

第13条 本会の会計年度は10月1日に始め翌年の9月30日に終了する。

第5章 地区部会

第14条 本会は地区部会を九州、関東、中京、関西、中四国に設置する。

2 その他の地区部会は本会に届けて設置することができる。

第15条 地区部会における役員・細則は、地区の会合によってそれぞれ定めることとする。

2 地区幹事は本部役員との兼任を妨げない。地区役員の異動はその都度本部に通知するものとする。

第6章 細 則

第16条 本会会則の改正は役員会で審議の上総会で承認を得る。

2 定例総会は隔年毎に開催する。

第17条 会員は住所氏名、電話番号などに変更があったときは直ちに本部に 連絡するものとする。

2 会員は本人及び他の会員の移動、名簿の誤記、欠落など本部に 通知するものとする。

第18条 本会は年に1回ないし2回、会報「流星」を発行し、会員、準会員に配布する。

第19条 本会則に定めのない事項は、必要に応じて運営細則等を別途定める。

附 則

(1)本会会則は、1966(昭和41)年1月26日から有効とする。

(2)本会会則は、2003(平成15)年11月23日改正施行する。

(3)本会会則は、2007(平成19)年10月20日改正施行する。

(4)本会会則は、2011(平成23)年10月22日改正施行する。

(5)本会会則は、2015(平成27)年9月26日改正施行する。

(6)本会会則は、2021(令和3)年11月20日改正施行する。

※呼称の統一について これまで地区と、支部という呼称を使っていたが、以後地区（(例)関東地区）に 統一する。

[【↑TOPへ】](#) [<ページ>](#) [【ENDへ↓】](#)